

第15

消費者問題

1 悪徳商法

Q212

自宅に屋根の修理業者が来て、補助金を受けられるから格安の値段で屋根の修理ができるといわれて契約しましたが、後で調べると相場の3倍の値段だったことがわかりました。契約を解除することができますか。

A

(1) 屋根の修繕は、訪問販売法の指定役務に該当し、同法が適用されます。

修繕契約の内容に不満があれば、同法で要求されている書面を受け取った日から8日以内であれば、その理由いかんにかかわらず、「クーリング・オフ権」を行使することができます。

訪問販売業者は、事業者の氏名や契約内容を明らかにする事項及びクーリング・オフに関する事項などを記載した書面の交付義務があります。この書面が交付されなかったり、交付されていても内容に不備があると、契約から8日を経過してもクーリング・オフ権を行使することができます。また、すでに工事が完了していてもクー

リング・オフ権行使の妨げにはなりません。

クーリング・オフの意思表示は口頭でも可能ですが、後日の紛争を防止するために書面で行って下さい。クーリング・オフの通知は、8日以内に発信すれば、到着しなくても発信時に効力が生じます。

(2) クーリング・オフの効果

すでに工事が完了している場合も、業者に代金を支払う必要はありません。代金支払済の場合は返還を請求できます。また、原状回復を希望する場合は、業者の費用負担で原状回復に必要な措置を講ずるよう請求できます。

(3) クーリング・オフ権の行使ができない場合でも、本件契約は詐欺による契約ですから、消費者は、契約を取り消して無効とすることが可能です（民法96条1項）。

すでに役務の提供があった場合契約を取り消すと、消費者は原状回復義務を負うので、詐欺で取り消すよりも、詐欺を理由として不法行為に基づく損害賠償の請求をする方が得策です。

(4) ちなみに、兵庫県瓦工事業協同組合は、次に掲げるとおり、屋根修理の標準工事費を発表しています。

① 新築の場合、1m²当たり1万円～3万円。修理の場合は、壊れた瓦の撤去費用が必要なため5割増しとなる由です。ただし、家の周辺状況や屋根の形・瓦の種類などによって価格が変動するので一概にはいえません。

② 応急措置的にビニールシートを貼る工事費は、平常時ならば一軒当たり2～3万円の由。しかし、これも①と同様状況によって価格は変動します。

瓦の工事依頼は、工事業者も相当被害を受けており、瓦製造業

者(主に淡路で製造)にも被害があるため、すぐには対応できず、2～6カ月待ちの状況のようです。

Q213

地震に伴う悪徳商法としてどのような商法があるのでしょうか。

A

- (1) 兵庫県警災害警備対策本部は、次に掲げるような悪徳商法が多くなっていると市民に注意を呼びかける対策マニュアルを作成しました。
- (2) 訪問販売形式
- ① 家屋の修繕や屋根瓦の葺替え、ビニールシート、携帯電話、自転車、建築用パネル、下着、寝具、暖房器具、料理器具、仏壇仏具などの生活必需品全般を訪問販売の形式で高い価格で契約したり、不必要な品物を売りつける、あるいは代金を先取りして商品を渡さなかったりする詐欺的事案。
 - ② 必ず相手の身分を確認し、契約締結時には、クーリング・オフなどの説明が入った書面を受け取ること。
- (3) 公的団体を装っての募金詐欺
- ① 「阪神・淡路大震災被災者に義援金を」と NHK や日本赤十字などの職員を装って各家庭を訪問し、募金箱に募金を要求する事案
 - ② これらの公的機関の募金活動は、原則として個別訪問ではしておらず、不審を抱いたらすぐに110番すること
- (4) 代金引換郵便を悪用した送りつけ商法

- ① 震災で死亡した者が、生前にあなたも注文したような形で遺族のもとに代金引換で商品を送りつけたり、「売上げの一部を被災者のために寄付する」などと福祉目的を偽装して商品を送りつける事案
 - ② 代金引換郵便を受け取る時は、代金を支払う前に内容をよく見て、心当たりのない物は受取りを拒否する。
- (5) 公団住宅入居申込代行の通信販売
- ① 震災で住宅を失った被災者に対し、住宅・都市整備公団の下部組織か関連団体のような紛らわしい名称で接近して、公団住宅入居申込代行を契約させる事案
 - ② 申込みをする場合は、必ず書面を読み、公的機関と紛らわしい名称を使った悪質業者でないか確認してから契約をすること。通信販売については、クーリング・オフの規定がなく、一度契約すると解約が難しい。

Q214

このような悪徳商法には、どのように対応すればいいのでしょうか。悪徳業者に対する刑事責任を追及することができますか。

A

- (1) Q212以下の悪徳商法は、訪問販売の形で行われることが多いので、訪問販売法の活用を図るべきです(なお、訪問販売法の適用を受ける指定商品及び指定役務は、同法2条3項で政令に委ねられています。詳細は、訪問販売等に関する法律施行令の別表第1～第3を参照して下さい)。

代金引換郵便を悪用した送りつけ商法は、いわゆるネガティブオプションといわれる商法です。訪問販売法18条が規制しています。商品受領者は放置しておいてよく、黙っていても売買を認めたことにはなりません。そして、送付商品の受領後14日以内に業者が送付商品の引取りをしない場合は、以後返還請求権を喪失するというペナルティーが業者に課されています。また、受領者が業者に商品の引取りを請求すると、業者は請求日から7日以内に引き取る義務があり、期間内に引き取らない場合は以後返還請求できません。

公団住宅入居申込代行は、訪問販売の方法によった場合は、Q212の屋根修理の場合と同様クーリング・オフができますが、通信販売の方法が取られた場合はクーリング・オフの適用はありません。したがって、申込書の記載の不備などを理由に、詐欺・錯誤・説明義務違反による契約解除などの民法一般理論で、契約からの離脱を主張することが必要になります。

これらの悪徳商法の被害に対しては、消費生活センターでも救済斡旋の手続を行っています。

- (2) 各警察は、地震に伴う悪徳商法の取締りに積極的に対応しています。補助金で安く修理できると騙して高額な契約を結んでいた業者が、訪問販売法違反（不実告知）で逮捕されました。

悪質な便乗値上げに対しては、物価統制令（昭和21年3月3日勅令118号）が適用される場合があります。物価統制令は、戦後の混乱を防止するために公布された法律ですが、不当高価契約・暴利行為などを禁止しており、罰則は10年以下の懲役又は500万円以下の罰金です（同令9条の2、10条、34条）。

- (3) 悪徳商法及び悪質な便乗値上げなどに対しては、地元警察署の相

談窓口及び次の窓口積極的に通報して下さい。

兵庫県警生活経済課・悪徳商法110番 078-371-9110

大阪府警生活経済課・同上 06-941-4592

2 破産申立てと免責手続

Q215

この度の震災で家も家財も失い、職場も再開されず、現在失業中です。住宅ローンやいくつかの借入金がかかり残っており、将来返済できそうにありません。どうしたらいいのでしょうか。

A

誠に残念ですが、思い切って、裁判所に破産申立てを行って、現在の債権債務を清算して再出発を図ることも一つの選択です。

破産とは、債務者がその資力では債権者に対して債務を弁済することができなくなった場合（支払不能といいます）に、債務者の財産を換価して、各債権者に、その債権額に応じて分配する裁判上の手続をいいます。

個人の場合、破産配当後に残った債務ですが、債務者の経済的更生を図るため債務を免れさせる免責制度があります。破産開始決定後、免責決定が得られれば、ローンなどの支払義務もなくなります。

Q216

破産申立てをするにはどうしたらいいのでしょうか。

A 破産申立書を債務者本人の住所などを管轄する地方裁判所に提出して申立てを行います。

(1) 個人破産の場合、破産申立書には、経歴、家族関係、収入と生活状況、借入時期と使途、支払不能に至った時期と事情、資産と負債総額などを記載します。

今回の震災が原因となって資産を失い、債務超過や支払不能になったのであれば、どのような住宅や家財などを失い、どのような債務がどれだけ残ったのかを具体的に記載します。

添付書類については、弁護士会や自治体で行っている法律相談で具体的に相談して下さい。罹災証明書があれば、支払不能に至った事情が明確になります。

(2) 法人の場合は、破産申立書の書き方や添付書類も個人の場合と異なりますが、やはり法律相談などで専門家にご相談下さい。

Q217

破産申立てをすれば必ず破産管財人が選ばれますか。破産管財人が選ばれない場合もあるようですが、どのような場合ですか。

A 債務者の資産が少なく手続費用にも足りない場合には、破産管財人を選任せず、破産宣告と同時に破産手続を終わらせます(同時破産廃止)。しかし、実務では、法人や個人でも、事業者や不動産を所有している人の場合には管財人が選任されるのが一般的です。しかし、債権者に配当する財産がないことが明らかになった場合も破産手続は終了します(異時破産廃止)。

Q218

破産と免責の手続がすべて終了するまでの期間はどれくらいですか。

A 各裁判所の事件数や繁忙の程度によって異なりますが、同時破産では破産申立てから破産廃止決定まで約1~2カ月です。免責申立ては、破産廃止決定から1カ月以内に行う必要があります。免責申立てから免責決定まで約5~6カ月程度かかるでしょう。管財人が選任された場合は、破産申立てから破産決定までは約2~3週間です。管財業務の期間は、事案によりますが、配当資産がない異時廃止の場合は、開始決定から6~10カ月ぐらいで終了します。配当がある場合は、1年以上かかります。免責は破産手続の終了までに申し立てます。

Q219

免責されない場合もあるのでしょうか。

A 免責は、破産者の経済的更生を図るため、債務の支払義務を消滅させる制度ですから、免責制度の趣旨に合わない人には免責が認められません。

免責不許可事由として、①破産財団の隠匿・毀棄・債権者に不利益な処分、②虚偽による債務増加、③不正な帳簿操作、④浪費や賭博による著しい財産の減少・負債の増加、⑤虚偽の債権者名簿の提出・虚偽の財産陳述、⑥破産原因発生後の特定債権者への特別な利益を与え

るための担保供与・弁済期前の支払、⑦弁済など詐術を用いた借入れなどがあります。

裁判所は、免責不許可事由があれば免責を認めない場合もありますが、裁量で免責を認める場合もあります。しかし、今回の地震による支払不能の場合には、免責が認められるでしょう。

Q220

破産申立てにも費用が必要でしょうか。

A

- (1) 裁判所で多少異なりますが、印紙代600円のほか、管財人を選任しない同時廃止をする場合には、予納金3万円、予納郵券約1万円ほどです(債権者の数が増えると増額します。神戸地裁)。しかし、管財人が選任される場合は、予納金として、個人の場合は50万円以上、法人の場合は100万円以上が必要です(神戸地裁)。大阪地裁での取扱いもほぼ同じです。
- (2) どうしても破産費用を捻出することができない人のために、財団法人法律扶助協会の扶助制度があります(原則として生活保護受給者が対象です)。また、破産手続費用の国庫仮支弁制度がありますが、あまり活用されていません。
- (3) 破産申立ては本人で行うことができますが、弁護士に依頼する場合の弁護士報酬は、非事業者の自己破産事件では20万円以上(日弁基準、大阪弁護士会の法律相談センターのサラ金破産事件は20~30万円)、事業者の自己破産事件では50万円以上(日弁基準)となっています。
- しかし、今回の震災被災者の破産申立てについては弁護士報酬額

についても低減する方向で検討されています。

Q221

破産すれば何か不利益なことがありますか。

A

- (1) 破産法上の制限やその他の法律による資格制限や金融機関による事実上の取引制限などがあります。概要を述べれば次のとおりです。
- ① 破産宣告時に有した財産の管理処分権の喪失
 - ② 自由の制限(転居や長期間の旅行の原則禁止。破産者宛の郵便物の管財人への送付と開披など)
 - ③ 公私の資格制限(弁護士など一定の職業への就労や株式会社の取締役・監査役への就任の制限など。免責決定を得て復権すれば資格制限はない)
 - ④ 信用情報機関への登録
銀行系の銀行情報個人情報センターには、延滞情報が5年間、クレジット系の(株)シー・アイ・シーには破産情報が7年間、貸金業系の全国信用情報センターには、5年間登録されます。
各金融機関は、これらの信用情報機関に登録された情報を新規融資の際の判断資料としています。一般的にはこれらの信用情報機関に延滞情報などが登録されると各金融機関は取引制限をすることがあります。
- (2) 関東大震災の際、震災当日以降において債務を完済することができなくなった法人に対する破産宣告を震災から約2年間制限する勅

令が発せられました(破産宣告猶豫令・大正12年11月12日勅令第475号)。
今回の震災でも、同様の措置を法務省が検討しています(平成7年2月15日付新聞報道)。

Q222

思い切って破産申立てをすべきでしょうか。

A (1) 現在住宅ローンなどの既存債務の支払について、各金融機関とも一定期間の支払猶予、金利の低減などの優遇措置などを打ち出し、個別の相談にも応じているようです。また、公的援助や住宅ローン債務などの買取機構の設立なども提言され(大阪弁護士会や兵庫県など)、現在まだ流動的ですが具体的な支援策が検討されています。破産申立ては、今後の具体的な支援策も含めてよく検討してから結論を出して下さい。

(2) 今回の震災により債務超過に陥った債務者の多くは、自己の経済生活に問題があって支払不能に陥ったのではないでしょう。そこで、震災により債務超過に陥った債務者の自己破産手続については、破産・免責手続の簡易化、迅速化が望まれます。さらに、破産宣告後も、その後の自立支援の妨げにならないように新規融資や銀行取引の早期再開が望まれています。

第16

雇用法に伴う問題

1 震災と出勤不能

Q223

労働者が出勤できない場合の諸問題を教えてください。

Q(1) 事業所は正常に運営されています。しかし、労働者が地震によって出勤できなかった場合、その労働者の賃金はどうなりますか。

A 賃金請求権は、不可抗力により労働者が労働義務の履行不能になった場合には、債務者が危険を負担する主義(民法536条)からは、請求することはできません(学説は批判的です)。

労基法26条の休業手当も、地震の場合は「使用者の責に帰すべき事由」に該当しないので、請求できません。つまり、この場合、賃金・休業手当とも支払われません(今野順夫「休業手当」新版ジュリスト労働法の争点220頁など)。

なお、賃金二分説(賃金は労働の対価的部分と保障的部分に分かれてい